

## 第3回 総合教育会議



### 特別支援教育と 合理的配慮

平成28年3月14日

#### ○ 「合理的配慮」 合理的:筋の通った もつともな

配慮

- (1) 「合理的配慮」とは？
- (2) 特別支援教育との関わりは？

#### ○ 「特別支援教育」

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。(文部科学省)

平成28年4月1日より  
「合理的配慮の不提供」  
「不当な差別的取扱い」は  
法律で禁止  
もちろん特別支援教育でも

Q

これは「不当な差別的取扱い」？

- ① 障害があるので、試験のときに合理的配慮の提供をしたので、その結果を学習評価の際に差をつけた。
- ② 障害者である利用者に、合理的な配慮に必要な範囲で、障害の状況等を確認した。
- ③ 障害があるので、校外での実習への参加はご遠慮願った。

(1) 「合理的配慮」とは

○国連 H18採択、日本 H19署名  
**『障害者の権利に関する条約』**



締結国は、障害による差別をなくし、教育や雇用などあらゆる分野で障害者に健常者と同じ権利を保障する義務を負う。

第2条 定義 障害を理由とする差別  
障害を理由とするあらゆる区別、排除、制限

「合理的配慮」の否定も差別

→ 法整備 → H26 1月批准

(1) 「合理的配慮」とは

『障害者基本法』 平成23年8月改正  
第4条 差別の禁止

2 社会的障壁の除去は、それを必要とする障害者が現に存し、かつその実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。

第16条 教育

可能な限り障害者である児童生徒が障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育内容・方法の改善・充実を図らなければならない。

(1)「合理的配慮」とは



『障害者差別解消法』

平成28年4月1日施行

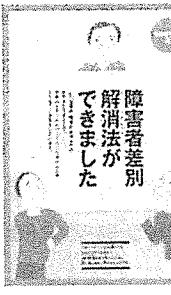
第7条

2 行政機関等は…障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の表明があった場合…負担が過重でないときは、…必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(1)「合理的配慮」とは



内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan



『障害者差別解消法』

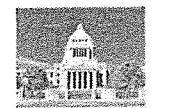
平成28年4月1日施行

第7条 2 行政機関等…合理的な配慮をしなければならない。

◇内閣府Q & A資料

- ・公立学校も「行政機関等」に含まれる。
- ・本法の「障害者」には障害児も含まれる。
- ・「合理的配慮の不提供」は、障害を理由とする差別に当たる。

(1)「合理的配慮」とは



『障害者差別解消法』

第6条 政府は差別解消の基本方針

第9条 国…対応要領を定める

第10条 地方公共団体の機関…対応要領を定めるよう努める

第11条 主務大臣…対応指針

◇内閣府Q & A資料

対応要領は、職員が守るべき内部的な規範であり、服務勤務の体系に位置付けられる。

(1)「合理的配慮」とは

内閣府 対応要領  
Cabinet Office, Government of Japan

H27.7.13.公開 11.2訓令

第4条 監督者の責務

- ・日常の指導等により、差別解消に関し、職員の注意を喚起し、認識を深めさせる。
- ・障害者等から相談、苦情等があった場合、迅速に状況を確認する。
- ・合理的配慮の必要性が確認された場合、職員に対し、適切に行うよう指導する。
- ・問題が生じた場合、迅速、適切に対処しなければならない。

(1)「合理的配慮」とは

 内閣府 対応要領

H27.7.13.公開 11.2訓令

第5条（懲戒処分等）

職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、若しくは、過重な負担がないにも関わらず合理的な配慮の不提供をした場合、その態様によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(1)「合理的配慮」とは

 内閣府 対応要領

H27.7.13.公開 11.2訓令

別紙 留意事項（合理的配慮の具体例）

- ・比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩、暗喩、二重否定表現等を用いずに説明する。
- ・知的障害者から申し出があった際、ゆっくり丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応答する。馴染みのない外来語や漢数字は用いない。時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。

(2)特別支援教育との関わりは

H19 文科省通知

◇「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるもの…」

(2)特別支援教育との関わりは

平成24年7月 文科省中教審 初等中等教育分科会  
『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)』

◇「共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため特別支援教育を着実に進めていく必要がある」

「インクルーシブ教育システム」とは

○国連



『障害者の権利に関する条約』

第24条

1. 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。



障害者権利条約



二三

(2)特別支援教育との関わりは

文科省中教審 初等中等教育分科会

『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)』

平成24年7月

◇インクルーシブ教育システム

障害のある者とない者が共に学ぶ仕組み

- ・障害のある者が教育制度一般から排除されない。
- ・個人に必要な「合理的配慮」提供される等が必要

(2)特別支援教育との関わりは

文科省中教審 初等中等教育分科会

『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)』

平成24年7月

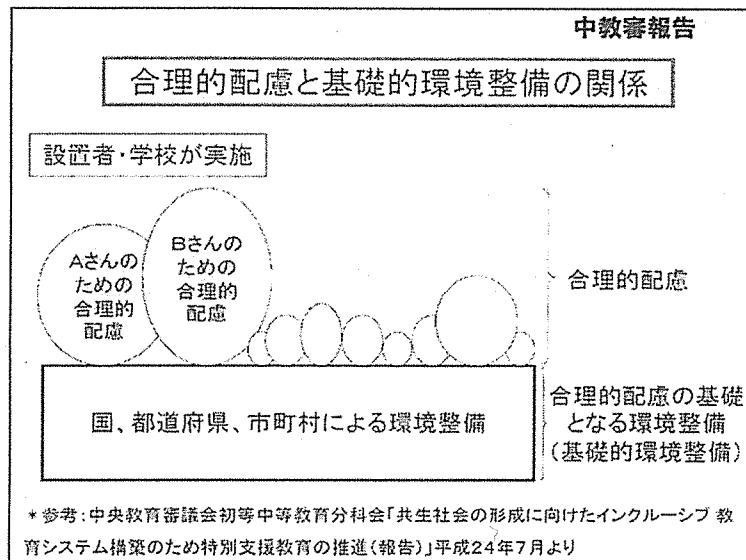
◇観点③

障害のある者が十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

「基礎となる環境整備」とは 中教審報告

◎障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は市町村内で、教育環境の整備を行う。これらは合理的配慮の基礎となる基礎的環境整備であり、それを基礎的環境整備と呼ぶ。」

◎これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて合理的配慮を提供する。



- 中教審報告
- ### 基礎的環境整備の観点
- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
  - ②専門性のある指導体制の確保
  - ③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
  - ④教材の確保
  - ⑤施設・設備の整備
  - ⑥専門性のある教員・支援員等の人的配置
  - ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による指導
  - ⑧交流及び共同学習の推進

中教審報告

### 教育における「合理的配慮」

- ◎障害のある子どもが他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことである。
- ◎障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものである。
- ◎学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものである。

- 中教審報告
- 「合理的配慮」の観点1 教育内容・方法
- ①-1 教育内容
- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
  - ①-1-2 学習内容の変更・調整
- ①-2 教育方法
- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
  - ①-2-2 学習機会や体験の確保
  - ①-2-3 心理面・健康面の配慮
- 「合理的配慮」の観点2 支援体制
- ②-1 専門性のある指導体制の整備
  - ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
  - ②-3 災害時等の支援体制の整備
- 「合理的配慮」の観点3 施設・設備
- ③-1 校内環境のバリアフリー化
  - ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
  - ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

## 特別支援教育と合理的配慮



文部科学省  
MINISTRY OF EDUCATION  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

対応指針 H27.11.9

### 別紙1 不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例

#### 3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

- (1) 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例
  - ・災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障害者に対し、視覚的に受容することができる警報設備・電光表示機器等を用意したりすること。
  - ・聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること。等

## 特別支援教育と合理的配慮



文部科学省  
MINISTRY OF EDUCATION  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

対応指針 H27.11.9

### 別紙1 不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例

#### 3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

- (1) 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例
- (2) 意思疎通の配慮の具体例
  - ・情報保障の観点から…知的障害に配慮した情報の提供(漢字にルビ、分かち書きにする、なじみのない外来語は避ける等)を行うこと。
  - ・比喩表現等の理解が困難な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現等を用いて説明すること。
- (3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

## 特別支援教育と合理的配慮



文部科学省  
MINISTRY OF EDUCATION  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

対応指針 H27.11.9

### 別紙2 分野別の留意点 学校教育分野

#### 2 初等中等教育段階

- (1) 合理的配慮に関する留意点 中教審報告の考え方を踏まえて対応
  - ア 合理的配慮の合意形成に当たっては、…
    - 権利条約24条1項にある観点から行うことが重要
  - イ 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、…発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要
  - ウ 合意形成後も、…柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要

## 特別支援教育と合理的配慮



文部科学省  
MINISTRY OF EDUCATION  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

対応指針 H27.11.9

### 別紙2 分野別の留意点 学校教育分野

#### 2 初等中等教育段階

- (1) 合理的配慮に関する留意点
  - エ …インクルーシブ教育システムの理念に照らし、その障害のある幼児、児童及び生徒が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要である。例えば、個別の教育支援計画や個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことが重要である。
  - オ…個別の教育支援計画の引継ぎ…合理的配慮の引継ぎ

## 合理的配慮の決定

中教審報告

- 一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定
- 該当児童生徒の興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の状態把握を行う。
  - 学校、本人及び保護者で、可能な限り合意形成を図った上で決定する。
    - ・発達段階を考慮
    - ・合理的配慮の観点を踏まえて検討
  - 個別の教育支援計画に明記することが望ましい
  - 個別の指導計画にも活用することが望ましい。

## A これは「不当な差別的取扱い」?

- ① 障害があるので、試験のときに合理的配慮の提供をしたので、その結果を学習評価の際に差をつけた。
- ② 障害者である利用者に、合理的な配慮に必要な範囲で、障害の状況等を確認した。
- ③ 障害があるので、校外での実習への参加はご遠慮願った。

文部科学省「対応指針」より

## 特別支援教育と合理的配慮



○国連

『障害者の権利に関する条約』

平成26年2月19日 発効



○『障害者差別解消法』

平成28年4月1日 施行



合理的配慮の提供

ご静聴、ありがとうございました

